

平成 23 年度 第 1 回習志野市障害者自立支援協議会会議録

日時 平成 23 年 4 月 28 日(木)
午後 3 時 30 分から 5 時 30 分
場所 京成津田沼駅サンロード 6 階大会議室

出席者 委員 22 名 事務局 12 名
欠席者 4 名

(事務局)

定刻となりましたので、ただいまより、平成 23 年度第 1 回習志野市障害者自立支援協議会を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。私は障害福祉課長でございます。会長の選出までの間会議の進行を担当させていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、今回の委嘱状につきましては、市長からの手渡しではなく、皆様方の机の上に置く形での交付とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

最初出席者の確認をさせていただきます。委員総数 26 名のうち、出席者が 22 名、欠席者が 4 名となっております。

続きまして本協議会を開催するにあたり、宮本市長より委員の皆様へ一言ご挨拶をする予定でしたが、本日市長が公務のため欠席となっております。宮本市長より皆様へのご挨拶の文書がございますので、部長より代読させていただきます。

(部長)

それでは代読させていただきます。

日頃より障害のある市民の日々の暮らしを支えるため、本市の障害福祉施策についてご指導、ご協力をいただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、このたびの東日本大震災では、この習志野にも甚大な被害がございましたが、東北地方を中心とした被災地の状況を見ますと、災害弱者、要援護者といわれる障害者、高齢者の方に対して、十分な支援がなかなか行き届かないと同時に、身近な支援がどれほど重要かということを感じいたしました。

私は、実行すべき政策のひとつとして「安全・安心・快適なまちづくり」「災害につよいまち」を掲げ、災害時要援護者名簿の活用やこれを生かした訓練活動などに取り組もうとしておりますが、緊急時だけではなく、日常の生活においても障害のある方が、様々な心配、悩みを身近な地域でいつでも相談できる体制づくりが重要な課題であると考えております。本協議会におきましても、障害者の地域生活を支える「相談支援体制」をひとつのテーマとして協議していただくものと伺っておりますが、当事者の方や、障害者福祉に携わる方など、様々な立場の方が参加するこの自立支援協議会は、市民と行政が互いに手を携え、共に働く「協働」の典型であります。障害のある方の生活を、生涯にわたって支える地域づくりのため、今後とも皆様より一層のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、委員の皆様への自己紹介、事務局職員の紹介に移らせていただきます。まずは、

各委員さんにお手元の名簿順に自己紹介をしていただききたいと思いますので、よろしく
お願いいたします。

～各委員の自己紹介～

ありがとうございました。

次に事務局の紹介をさせていただきます。

～事務局職員の紹介～

議題(1)会長・副会長の選出

(事務局)

続きまして、本協議会の会長と副会長の選出を行いたいと思います。まず会長ですが、ど
なたか立候補される方はおられますか。または、どなたか推薦はございますか。

(J委員)

昨年度までR委員が会長をされており、非常にご苦勞をおかけしました。自立支援協議会を
進めるにあたり、当事者の視点は必要であり、R委員が適任だと思います。

(事務局)

前任に引き続きR委員というお声がございましたが、いかがでしょうか。

(R委員)

会長を引き受けたいと思います。

(事務局)

R委員よりご快諾の返事をいただきましたが、他にどなたかございませんでしょうか。

～承認の拍手～

(事務局)

承認の拍手をいただき、他にございませんので、R委員に会長職にお就きいただきたく
思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、副会長を選出するというございます。どなたか立候補される方、ま
たは推薦はございますか。

(会長)

F委員が適任だと思います。

(事務局)

F委員というお声がございましたが、いかがでしょうか。

(F委員)

副会長を引き受けたいと思います。

～承認の拍手～

(事務局)

ご快諾いただきましたので、F委員に副会長職にお就きいただきたく思います。ご就任
いただいたばかりで恐縮ですが、お二人には今後の議事進行をお願いしたいと思います。
よろしくお願いいたします。

議題(2)地域自立支援協議会について

(事務局)

改めて地域自立支援協議会についての説明を行います。資料2をご覧ください。

自立支援協議会は市町村が、相談支援事業をはじめとするシステム作りに関し、中核的役

割を果たす協議の場として設置するものとして障害者自立支援法に規定されています。本市では、平成20年に設置されました。主な機能としては、福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議となっております。次に自立支援協議会の重要な役割として相談支援体制の強化があります。資料2-1をご覧ください。相談支援事業の主な内容としては大きく分けて二つあります。一つ目は、総合的な相談支援として福祉サービスの利用援助や専門機関の紹介等があります。二つ目は、社会資源の改善・開発に向けた調整であり、自立支援協議会の運営もその中に入っております。

議題(3)習志野市障害者自立支援協議会～これまでの経過～

(事務局)

続いて資料3の自立支援協議会～これまでの経過～をご覧ください。

平成20年度のテーマは、「地域の関係機関の役割を知り、連携強化を図る」でした。結果として、各委員の情報共有はできましたが、市の相談支援体制に関する問題提起や社会資源の開発や改善についての協議には至りませんでした。

平成21年度のテーマは「事例を通じて、整備することが望ましい制度やサービスなどに関する議論を深める」でした。課題として、ケース検討は個々の事例の協議には最適でありましたが、市の問題や解決につながる実態把握には至りませんでした。

平成22年度のテーマは「自立支援協議会に求められる役割を見直し、今後の自立支援協議会の運営方法の見直しを図る」でした。自立支援協議会を中心とした相談支援体制を整備している豊田市障害者自立支援協議会の取り組みについて視察を行っております。自立支援協議会の運営方法につきましては、運営会議を開催し全体会議に向けた話し合いを行いました。また専門部会の設置(相談支援部会・就労支援部会)に向けた検討を行いました。課題としては、市の相談支援体制のあり方と、専門部会を中心とした新たな仕組み作りが必要との結論に至りました。以上が3年間の経過であります。

議題(4)習志野市障害者自立支援協議会の新たな体制(案)

(事務局)

資料4をご覧ください。自立支援協議会のテーマにつきましては、昨年度の運営委員会にて検討しており事務局からの案として「障害者の社会参加と自立を支える、きめ細かい相談支援体制の充実・強化」を考えております。後程審議をお願いいたします。

続きまして、新たな体制についてご説明いたします。資料4の図をご覧ください。

まず、全体会につきましては年4回実施し、協議会の意思決定・共有・意見交換をする場として位置付けます。また障害者基本計画・障害者福祉計画の策定に伴う自立支援協議会の意見を述べる機会を設けていきます。

運営会議につきましては、協議会運営の進行管理・企画・調整の役割を担っていきます。構成メンバーは、会長・副会長・各部会長・事務局となります。

続きまして専門部会についてご説明いたします。今年度より相談支援部会と就労支援部会を立ち上げます。相談支援部会は成人と児童に分けて協議を進めていきます。

相談支援成人部会では、サービスに繋がっていない方の事例を通じて原因や背景について協議をしていきます。

相談支援児童部会では、各委員の情報交換が中心となると思われます。就労支援部会は、障害者の就労に関するアンケート調査の設計・実施・分析を行っていきます。

事務局(市役所)の役割としては、協議会全体運営の庶務を担います。市の障害福祉施策の推進と調整を図るため、ケースワーカーが各部会に参加していきます。

次に、習志野市自立支援協議会の新たな体制(案)ーその2ーをご覧ください。まず、専門部会の定義ですが、「市の課題の解決や、障害者のニーズ充足に向けて、特定の課題の分野ごとに部会を設置し、一定の専門性に基づく調査、研究などを行う」となっております。

各専門部会の定義として、相談支援部会は「障害者の相談支援に関する課題やニーズを把握し、今後のありかたや方策に関する事項」の協議をしていきます。具体的検討事項として、「サービスに繋がらなかった事例」の実態を把握し、その原因や背景について協議します。こどもに関する協議として、障害児及びその境界域にある子どもの相談支援に関する情報交換、課題の抽出を行います。また平成24年4月にオープン予定の発達相談センターに関する情報提供や基幹型相談支援センターの設置に向けて相談支援のあり方についての協議もしていきます。

就労支援部会の定義は「障害者の就労に関する課題やニーズを把握し、今後のあり方や方策に関する事項」であり、検討事項につきましては先ほど説明した通り、就労に関するアンケート調査を実施します。

その他、広報部会につきましては、今後の専門部会の動きを確認しながら設置を検討していきます。平成24年度以降の設置が想定されると思われます。自立支援協議会の内容に関する広報や福祉ふれあいまつり等への参加等、様々な広報活動が考えられます。専門部会の報告を受ける運営会議にて検討をしていきます。

以上で議題(3)の説明を終わります。

(会長)

議題(3)の説明に関して何かご意見、質問はありますか。

(会長)

質問が無いようですので承認してよろしいでしょうか。

～承認の拍手～

(会長)

それでは議題(3)習志野市障害者自立支援協議会の新たな体制(案)の案を取ってください。正式に承認いたしました。

議題(5)平成23年～25年度の協議内容と到達目標(案)

(会長)

続きまして、議題(5)に移ります。事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、習志野市障害者自立支援協議会平成23年度～25年度の協議内容と到達目標(案)をご覧ください。専門部会の議論が進んでいくと、3年間で書面に記したような協議内容と到達目標がイメージできるのではないかと考え、(案)として提示させていただきました。専門部会の議論が熟していく中で、協議内容や到達目標が変化する可能性がありますので、今後検討が必要であります。

それでは、具体的に説明させていただきます。まず平成23年度につきましては、新たな委員の方が選任されましたので情報等の「共有」という部分を重視していきたいと考えま

す。平成24年度につきましては、共有した内容を新たな取り組みに向けて議論を深めていきます。平成25年度は、新たな取り組みに向けた施策の提案ができればと考えております。各項目について若干説明させていただきます。

全体会につきましては、平成23年度は専門部会や運営会議からの報告を受け、全体共有事項の確認を行うことと、障害者基本計画策定に対する意見聴取を行います。

専門部会につきましては、先ほど説明いたしましたので省略します。広報活動に関しましては、平成23年度は運営会議の中で障害者啓発講座の内容を検討していきます。平成24年度以降につきましては、部会の設置を検討していきます。支援会議につきましては、運営会議にて実施方法について検討し、平成24年度から定期的開催できるよう進めていければと考えています。

以上の内容はあくまでも事務局からの提案であり目安とってください、この内容に沿っていかなければならないということはありませんのでご了承ください。

(会長)

以上の内容につきまして、何かご意見・質問はございますか。

(G委員)

障害者自立支援法では障害者の地域移行(長期入所者や長期入院者の地域移行)について大きなテーマとなっておりますが、地域移行について協議する部会はあるのか、新たな部会を立ち上げる予定なのか、事務局の考え方をお聞きしたいと思います。

(事務局)

相談支援事業の中で障害者の地域移行・地域生活支援につきましては、非常に重要な部分だと考えます。本市の自立支援協議会におきましても、相談支援・相談支援事業に関する協議を重ねて参りました。しかし現在、本市で相談支援事業を担う事業所がほとんどなく市役所がその役割を担っているため、長期入院・長期入所者の地域移行支援におきまして、きめ細やかな支援ができていないのが現状であります。

現在、市の業務として障害者手帳の申請・交付事務や福祉サービスに関する相談・福祉サービスの決定等、様々な業務を担っており地域移行支援が満足にできておりません。今後は自立支援協議会の相談支援部会を中心に「サービスに繋がっていない事例」の検討をしていく中から相談支援事業の民間委託を視野に入れ進めていきたいと考えております。その点も踏まえ、委員の皆様のお知恵をお借りしたい次第であります。

(J委員)

本市の状況について付け加えたいと思います。精神障害者の地域移行支援につきましては、退院促進事業という国の事業があり、千葉県内で委託を受けた地域生活支援センターが実施している地域があります。現在八千代地域生活支援センターでは、退院促進事業の委託を受けておりませんが、今後委託を受けていくことになれば同じ圏域の他市との協力が必要となり地域移行に向けた動きが活発になると思われます。

(G委員)

習志野市の現状が良く分かりました。ありがとうございました。

(会長)

他に質問・ご意見等はございませんか。

それでは承認ということよろしいでしょうか。

～承認の拍手～

それでは、議題(5)の内容について承認いたします。書面の(案)を取ってください。

(会長)

続きまして、議題(6)に移ります。事務局より説明をお願いします。

議題(6)部会運営及び運営会議について

(事務局)

資料6の習志野市障害者自立支援協議会専門部会の運営方法についてご覧ください。専門部会の種別につきましては、ご覧の通りとなっています。部会員の任期は、委員任期と同様とします。専門部会の所属は、原則として1部会のみ所属となります。ただし、会議に参加し、意見を述べたいことがある際には、参加を希望する部会の部会長の承認を得れば参加することができます。

部会長及び副部会長について、専門部会には部会長と副部会長を置き、部会長は運営会議の委員を兼ねます。部会長は専門部会の議事進行及び総括、全体会での報告を行います。専門部会の会議において協議会委員以外の者の出席を求めることもできますが、その際、部会長は部会の7日前までに文書にて会長の承認を得ることが必要です。

次に会議についてです。専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となります。専門部会は、部会長及び過半数の委員の出席をもって開催します。代理出席の場合は部会の3日前までに文書にて部会長に報告し承認を得ることが必要です。その際、代理出席は部会員の3分の1を超えないこととし、これを超える場合、会議は延期となります。その他、会議の決議については全体会にて行います。

続きまして、習志野市障害者自立支援協議会運営会議の運営方法について説明いたします。運営会議の事務は、協議会の全体会の円滑な進行を行うための協議、各部会で到達目標に向けての進捗状況などの確認及び助言、その他協議会内で行うものについて必要な事務を行います。委員構成及び任期につきましては、任期は委員任期と同様とします。構成員は、協議会の会長・協議会の副会長・各部会の部会長・事務局・運営会議の事務の遂行において会長が必要と認めた者となっております。運営会議は構成員以外の者は参加できませんが、部会長が運営会議に欠席する場合は副部会長が参加することができます。

運営会議には委員長と副委員長を置き、運営会議の委員長・副委員長は協議会の会長及び副会長が兼ねます。委員長は運営会議の議事進行及び総括を行います。

以上が議題(6)の説明となります。

(会長)

次に、議題(7)の平成23年度部会編成員について審議していきたいと思っております。

議題(7)平成23年度 部会構成員について(案)

(会長)

部会構成員につきましては、部会の方針に沿って運営会議で素案を作成いたしました。メンバーの振り分けについては、皆様方の業務に合わせた構成となっております。お手元の部会メンバー案をご参照ください。ご意見等ある方はございませんか。

(N委員)

相談支援部会の成人の方に入っているのですが、船橋特別支援学校に勤務しておりますので、児童の部会の方が良いのではないかと考えますがいかがでしょうか。

(副会長)

N委員のように専門分野がある方につきましては、それを活かした部会に参加するのが望ましいと思われますので、相談支援部会の児童に変更ということで、事務局に方よろしいでしょうか。

(事務局)

そのような形で良いと思います。他の方に関しましてもご希望等がございましたらお願いします。

(I委員)

介護保険の分野で高齢者の方々への支援が多いのですが、高次脳機能障害の方の就労支援について相談を受けたこともあり、就労支援部会に興味もありますので相談支援部会の児童から就労支援部会への変更をお願いしたいと思います。

(副会長)

それでは、I委員は就労支援部会に変更といたします。

(B委員)

児童・成人・就労すべてにおいて事業を行っているのですが、そのような場合はどうなるでしょうか。

(C委員)

B委員と同様に、就労に関する支援も行っているのですが、事業所の他職員が参加できる仕組みがあると、職員の学びの場となり習志野市の課題意識を多くの職員が持てるようになり非常に有効だと考えます。

(B委員)

C委員の意見に賛同します。例えば、児童の分野に特化した職員が相談支援の児童の部会に参加すれば有意義なものになると思います。

(K委員)

なかまネットでは3障害を総合相談として受けているため、幅広く相談があるのでどのような部会でも対応ができると思います。B委員・C委員の意見同様、他部会にも他職員が入ることができれば様々な意見を反映させることができると思います。

(副会長)

これまで3年間の自立支援協議会を振り返って見ると、習志野市の自立支援協議会の良い部分として、様々な方が様々な意見交換をしながらざっくばらんに協議してきた経過がありますので、委員以外の職員の勉強の場としても非常に良いことだと思います。R会長はどうお考えでしょうか。

(会長)

皆様の意見はその通りだと思います。基本の所属を持ちつつ、他部会への参加や委員以外の参加を認めていく形をとることが必要だと考えます。

(副会長)

それでは皆様のご意見を整理させていただきますと、N委員が相談支援部会の児童へ・I委員が就労支援部会へ変更ということでよろしいでしょうか。

～承認の拍手～

(会長)

それでは、運営方法と部会構成員につきましては承認されました。書面の(案)を消してください。

次に部会長、副部会長の選出に移ります。事務局より改めて説明をお願いします。

(事務局)

それでは、部会構成員につきましては若干に変更がありましたが、承認をいただきましたので議事を進めていきます。部会構成員のリストにつきましては、後日正式なものを配布いたします。

これより部会ごとに部会長及び副部会長の選出を行ってまいります。部会長、副部会長は運営会議のメンバーも兼ねることを繰り返し説明させていただきます。各部会に分かれて、お話し合いの上、部会長と副部会長の選出を行ってください。また部会ごとに、事務局から提案のありました、「当日資料6平成23～25年度の協議内容と到達目標」について再確認し、部会長が中心となり、今後の進行スケジュール等を検討ください。部会については報償費がお支払いできない部分があります。開催回数については頻回に開催できません。必要に応じて開かせていただきます。なお、各部会に参加する市のケースワーカーも一緒に協議に入りますので、不明な点は職員に確認をしていただければと思います。約10分後に各部会より、部会長、副部会長の選出の結果と次回日程を報告していただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。では部会に分かれて協議をお願いいたします。

～10分経過～

(事務局)

それでは、部会長と副部会長が決定したようですので、相談支援部会(成人)の方から挨拶をお願いいたします。

(J委員)

相談支援部会(成人)の会長を務めることになりました、八千代地域生活支援センターのJです。よろしく願いいたします。

(C委員)

同じく、相談支援部会(成人)の副会長を務めることになりました、かりん・もくせい舎のCです。よろしく願いいたします。

(D委員)

相談支援部会(児童)の部会長を務めることになりました、じょいんとのDです。よろしく願いいたします。

副部会長は、たからばこのH委員です。

(M委員)

就労支援部会の部会長を務めることになりました、八千代特別支援学校の飯田です。よろしく願いいたします。副部会長は、あくあ・ぶろっさむのG委員です。よろしく願いいたします。

(R委員)

本日の議題については、以上となりますが、何か質問やご意見はございますか。最後に事務局より事務連絡をお願いいたします。

(事務局)

昨年度より話をしておりました協議会の公開についてですが「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」に基づき、審議会等の運営の透明性、及び公正性を確保するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市政の透明性の推進をはかるため、次回の全体会より、協議会の傍聴を行うことを予定しております。どうぞよろしく願いいたします。

第2回の習志野市障害者自立支援協議会 全体会の開催は平成 23 年 9 月 20 日で、各部会の協議事項や意見交換等を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

(会長)

これにて、第1回習志野市障害者自立支援協議会を閉会いたします。

本日はお忙しい中ありがとうございました。